

## 瀬戸市立図書館等運営業務委託事業者選定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市立図書館等運営業務委託公募型プロポーザル実施要領第6条の規定に基づき、提案書等に関する評価を行うため、瀬戸市立図書館等運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、提案書項目、評価基準等に基づき、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容の評価を行い、最も適すると判断される事業者を委託候補者として選定する。

### (組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる委員5名をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) まちづくり協働課長
- (4) 社会福祉課長
- (5) 図書館長

2 選定委員会に委員長を置き、委員長は教育長をもって充てる。

3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (運営)

第4条 委員長は、提案書が提出された時は、速やかに選定委員会を開催するものとする。

2 選定委員会は、過半数の委員をもって開催するものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会に関係職員の出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 選定委員会の事務局は、瀬戸市立図書館に置く。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会に必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。